

Q8

農協、漁協が取り扱っている共済も、貯金保険制度の対象ですか。

Ans.

貯金保険制度の第一の目的は貯金者の保護であり、貯金保険法では、農協、漁協が取り扱っている共済はこの制度の対象とされていません。

詳しくは、農協、漁協の窓口または制度を運営している次のところにご照会ください。

農協が取り扱っている共済	全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連)
JA共済相談受付センター	☎ 0120-536-093
漁協が取り扱っている共済	全国共済水産業協同組合連合会 (JF共水連)
	☎ 03-3294-9641

Q9

証券会社、生命・損害保険会社などは、貯金保険に加入していないのですか。

Ans.

加入していません。

「第1部 貯金保険制度の概要 1 (2) 対象農水産業協同組合」の項 (2ページ) を参照してください。

詳しくは、それぞれ次のところにご照会ください。

日本投資者保護基金	☎ 03-3667-9670 (代)
生命保険契約者保護機構	☎ 03-3286-2820 (代)
損害保険契約者保護機構	☎ 03-3255-1635 (代)

Q10

貯金等のうち保険の対象となるものとならないものを教えてください。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 1 (3) 対象貯金等」の項 (3ページ) を参照してください。